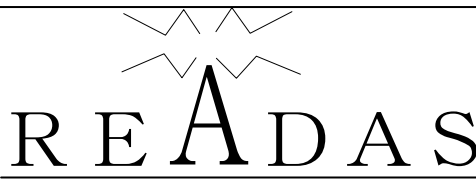


第 5551 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 登記申請に株主リストの添付が必要に

**Q**：商業登記をする場合に、株主リストの添付が必要になるとか。どうなるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

近年、株主総会議事録等を偽造して、役員の変更登記を行うなどの違法行為が横行していたことから、こうした行為を防ぐため、商業登記規則の改正が行われ、役員の変更登記申請をする場合には株主リストを添付することが義務付けられることとなりました。

たとえば、役員の変更登記などのように、登記すべき事項につき株主総会の決議を要するものについて登記申請を行う場合には、議決件数の上位10名の株主、議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない株主について、次の事項を記載したリストを添付することになります。

- ①株主の氏名又は名称
- ②住所
- ③株主数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び株数）
- ④議決件数
- ⑤議決件数割合

この取扱いは、平成28年10月1日以後の登記申請について適用されますが、この場合、株主総会が10月1日前であっても登記申請が10月1日以後であれば、この取扱いが適用されます。

